

中山間地域等直接支払事業

<事業目的>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ります。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域は、高齢化が進展する中で平地に比べ条件不利地域が多いことから、担い手の減少や耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下や集落機能の衰退が懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。
- ・ 5年間農地を維持できなかった場合の遡及返還要件が設けられていることから、高齢化や担い手不足に伴い、令和2年度（2020年度）から第5期対策へ移行することを機に取組面積がやや減少しました。

<事業内容>

直接支払交付金

中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

<事業主体>

市町村

<負担割合>

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（知事特認地域は、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）

<採択要件>

1 対象地域

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）の指定地域及び知事が定める特認地域

2 対象農用地

- （1）急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）
- （2）緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）
- （3）小区画・不整形な田
- （4）高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する事業

事業概要

【対象地域】

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法等）指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【交付単価】

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)	地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草 地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地（高草地）	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

※平地とのコスト差に相当する上記単価を支払う場合に、国が1/2（県特認基準地域は1/3）交付

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取り決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
（耕作放棄の発生防止、法面保護・改修、水路・農道等の管理、景観作物の作付け等）
- ② 体制整備のための前向きな取組み
（ネットワーク化活動計画の作成。ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。）
※②を実施しない場合には交付単価は8割

主なポイント（R7）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※：協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

【交付金の全額遡及返還の緩和（R2～）】

- ◎ 5年間の協定期間中に農業生産活動等が継続困難となった場合、これまでは「協定農用地全体について全額遡及返還」することとなっていたが、「その農地に限っての一部返還」に緩和
- ◎ 協定参加者の病氣・高齢、自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、返還が免除

未来につなぐふるさと応援事業

<事業目的>

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- 中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能を有しています。
- これらの多面的機能を良好に発揮するためには、保全・利活用に係る地域住民の共同活動の活性化が必要です。

<事業内容>

補助事業名	補助対象の取組み	事業主体	対象地域	補助金額
1 指導員等活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	・中山間地域 ・棚田地域	定額 上限 500 千円
2 棚田地域活動支援事業	棚田地域における農地等の保全活動への都市住民等の参加促進を図るための普及・啓発、保全技術の伝承、景観維持等の保全活動の展開に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
3 農〇連携事業	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	・中山間地域 ・棚田地域	定額 上限 500 千円
4 地下水かん養機能等保全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み	土地改良区等	中山間地域	定額 上限 1,000 千円

【お問い合わせ先： 1、2：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378
3、4：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

令和7年度未来につなぐふるさと応援事業(51,500千円)

財源(基金:国1/3、県2/3)

ふるさとづくりの活動支援

- 1 地域活動を先導する人材の育成・支援
 - (1) むらづくり人材育成塾の開催
8,000千円
 - (2) ふるさと水と土指導員の認定、全国研修会の参加
933千円
 - (3) 指導員等活動支援事業(補助)
7地区×500千円/件 3,500千円
- 2 地域活性化に向けた住民活動の支援
 - (1) 地下水かん養機能等保全活動の支援(補助)
4地区×1,000千円/件 4,000千円
 - (2) 指導員等活動支援事業(補助)【再掲】
7地区×500千円/件 3,500千円
- 3 ホームページ等による広報
 - (1) ふるさと応援ねっと(委託) 780千円
 - (2) ふるさと応援ねっと(HP改修) 2,450千円

地域資源を活用した多分野との連携

- 4 多分野と連携した農業農村を応援する取組
 - (1) 農と観光の連携(委託) 5,000千円
 - (2) 農業関連遺産等との連携 370千円
 - (3) 農〇連携(補助)
18地区×500千円/件 9,000千円

棚田の振興

- 5 熊本が誇る美しい棚田の保全
 - (1) 棚田地域の活動支援(補助)
8地区×500千円/件 4,000千円
 - (2) 棚田地域支援の広報(委託) 6,270千円
 - (5) 指導員活動支援事業(補助)
7地区×500千円/件 3,500千円
 - (6) 農〇連携(補助)
5地区×500千円/件 2,500千円

事務費

- 6 事務費 1,197千円

農地保全・普及啓発・都市農村交流による小さな経済活動

多面的機能を有する中山間地域の農地・農村を未来に引き継ぐ



<ダンダン>

未来につなぐふるさと応援事業キャラクター

くまもと未来づくりスタートアップ事業

＜事業目的＞

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動に対する支援を行います。

＜背景／課題＞

各地域においては、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために、新たな地域づくりや令和2年7月豪雨からの創造的復興を進めていくことが大切です。

＜事業内容＞

市町村等や地域団体等による地域活性化に向けた以下の取組みを支援します。

（１）一般枠

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）

（２）豪雨枠

令和2年7月豪雨からの創造的復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域の再生・発展に向けた取組み

（３）地域未来枠

地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み

＜事業主体＞

市町村、連携する複数の市町村、地域団体等

＜補助率＞

（１）一般枠

ソフト 1/2※ ハード 1/2

※「連携する複数の市町村」が事業実施者の場合は2/3

（２）豪雨枠

ソフト 2/3 ハード 1/2

（３）地域未来枠

ソフト 2/3 ハード 対象外

＜採択要件＞

次の要件を満たす事業であること。

- ・ 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。
- ・ 事業実施者にとって新規に取り組む事業であること又は令和5年度（2023年度）以降に新規に「地域づくり夢チャレンジ推進補助金」又は「熊本県広域連携プロジェクト（スクラムチャレンジ）推進補助金」の交付を受けた事業で知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。
- ・ 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組み及び体制又は事業実施効果の次年度以降への波及が考えられていること。ただし、豪雨枠については、この限りでない。
- ・ 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- ・ 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。
- ・ 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- ・ 備品の取得のみを目的とする事業でないこと。

【お問い合わせ先：地域振興課 プロジェクト・調整班 096-333-2135】

くまもと未来づくりスタートアップ事業

趣 旨

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動を支援するもの

令和7年度予算

164,000千円

支援対象

市町村、地域団体等

補助事業の分野

分野	補助対象事業	事業実施者
一般枠	県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）	- 市町村等 - 連携する複数の市町村等 - 地域団体等
豪雨枠	令和2年7月豪雨からの創造的復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域の再生・発展に向けた取組み	- 市町村等 - 連携する複数の市町村等 - 地域団体等
地域未来枠	地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み	- 市町村等 - 連携する複数の市町村等

補助対象事業例

○一般枠

- ・高齢化や過疎化が進んだ地域で、地域外の人に地元の神社等の清掃等を地域の自然・文化に触れられるレジャーとして体験してもらう仕組みづくり
- ・地域内外から人を呼び込むため、ドローンによる撮影大会を開催し、撮影した映像を公式プロモーションビデオとして活用し、交流人口の拡大を図る取組み
- ・広域でまたがる景観や文化資源を結んだ観光ルートの開発及び、インバウンド観光客向け多言語対応ガイドやパンフレットの作成の取組み

○豪雨枠

- ・被災した地域が復興していく様子を広く発信し、交流人口の拡大を目指す取組みや、域外への転出者もふるさととのつながりを保つ取組み
- ・球磨川と鉄道の2つのラインを活かし、地域資源を活用したツーリズムのモデルを開発するなど、県南地域ならではの観光振興モデルの創出につながる取組み

○地域未来枠

- ・二地域居住の推進に向けた調査・計画策定の取組み
- ・地元住民と観光客が共に活用できる公共交通の調査・実証実験

特定地域づくり事業推進交付金事業

<事業目的>

マルチワークの仕組みを活かして、地域に安定的な雇用環境を生み出すことで地域社会の維持と地域経済の活性化につなげます。

<背景／課題>

地域人口の急減に直面している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事量が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況があり、人口流出の要因になっています。

<事業内容>

地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、事業協同組合で雇用した職員を組合員事業者に派遣することで、地域の担い手を確保するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度※）の認定を受けた組合に補助金を交付します。

※「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援をうけることができるようにする
- というものです。

<事業実施主体>

特定地域づくり事業協同組合

<補助率>

1/2 市町村（国交付金 1/4、特別交付税 1/8、市町村 1/8）

1/2 利用料金収入

<採択要件>

特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合

【お問い合わせ先：地域振興課 移住定住推進班 096-333-2155】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

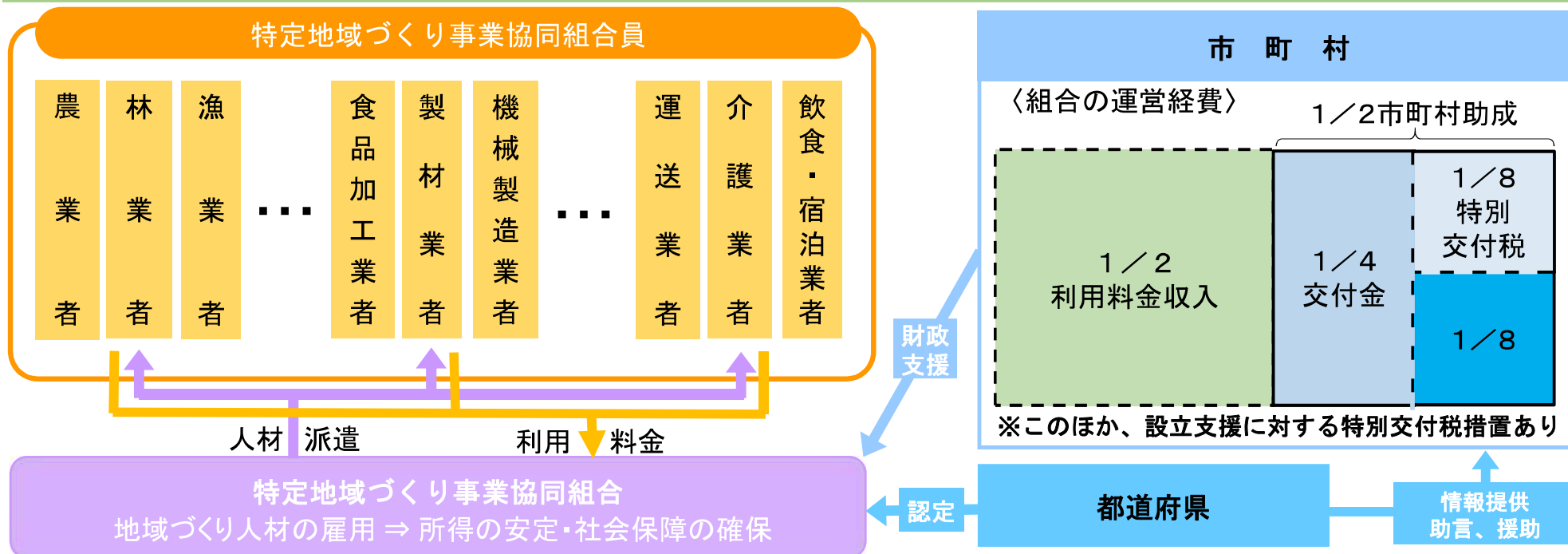
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

82



都市農村交流対策事業

<事業目的>

中山間地域における農業以外の所得確保策として、農林水産業や農山漁村地域の自然等の多面性を活かすことができる農泊（農山漁村滞在型旅行）等の取組みを支援し、県内農山漁村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域では、農業以外の所得確保策が必要であり、農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができる「農泊」は、所得向上を図るうえで重要な柱として位置づけられています。
- ・ しかしながら、高齢化や人口減少が進む中山間地域等においては、活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る取組みまたは農泊担い手の学び直しのための取組みを支援。

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体、任意団体、NPO 等

<補助率>

県 1/2 以内（1 事業実施主体当たりの補助上限額 1, 0 0 0 千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 受入組織が明確であること。
- (2) 県が別に定める項目を活動計画に設定すること。
- (3) 事業の主要な部分を事業主体から他に委託する事業ではないこと。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

農的關係人口創出事業

<事業目的>

「こども」や「都市住民」に対し農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行うことで、農山漁村におけるファンづくりや農村人材の裾野拡大を図り、以て地域の活性化、ひいては元気で豊かな農山漁村地域の次世代への継承に繋がります。

<背景／課題>

過疎化や高齢化が進む農村地域の維持や継承に向けては、地域住民による内発的发展を促すとともに、都市部に住みながら農山漁村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出が必要です。

そのため、農泊事業者が個別（点）で実施している交流人口拡大の取組みに、複数の農泊事業者が地域（面的）で取組む、「こども」や「都市住民」に対し農村への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行います。

<事業内容>

農的關係人口の創出に繋がる（複数回来訪に繋がるような新たな取組みや既存コンテンツの磨き上げ、情報発信等）への補助

<事業実施主体>

農泊地域、農泊事業者等が組織する団体等

<補助率>

定額（1事業実施主体当たりの補助上限額500千円）

<採択要件>

（1）実施体制

- ・事業の遂行に必要な体制を有していること（人員の確保、関係者間の役割分担が出来ていること）
- ・事業の主要な部分（又は経費の大半）を委託する内容でないこと

（2）事業の趣旨

- ・本事業の趣旨を理解しており、事業内容が趣旨に沿っていること
- ・より多くの関係人口を創出する取組みであること
- ・地域への波及効果が見込めるか（取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結することが無い）
- ・関係人口の創出から発展して二拠点居住や移住定住につながる可能性のある取組みかどうか（加点要素）

(3) 計画と実現性

- ・計画に具体性があること
- ・実施（実現）が可能であること

(4) 経費

- ・経費が事業趣旨に合致すること
- ・他の補助事業との重複が無いこと（同一内容に対する二重補助が無い）
- ・対象経費が市場単価と比べ著しく妥当性を欠くことがないか
- ・対象外経費が含まれていないこと（補助事業者が所有する施設等の維持管理費や補助事業者等が有する圃場や機械の借り上げ等に要する経費等は対象外）

(5) 発展性

- ・補助金終了後を見据えた持続性のある取組みかどうか
- ・申請が初年度で無い場合、前年度より発展した取組みであるかどうか

(6) 県施策との連携（加点要素）

- ・「こどもまんなか熊本」に繋がる取組みである
- ・主な活動地域が中山間地域等である
- ・「農村RMOの形成」に繋がる取組みである

(7) その他

- ・提案は1補助事業者1企画であること（類似企画を類似構成員で複数申請していないこと）

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

都市農村交流対策事業

【基本方針への対応（こどもまんなか熊本推進本部）（移住定住推進本部）】

拡

予算額10.7百万円（8.2百万円）

都市農村交流対策事業[むらづくり課]

- 過疎化・高齢化が進む農村地域の維持や継承を向けては、住民による内発的発展を促すとともに、**都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出**が必要。
- そのため、農泊事業者が個別（点）で実施している交流人口拡大の取組みに、**複数の農泊事業者**が地域（面的）で取組む、「こども」や「都市住民」に対し**農村への複数回の来訪を促す**新たな取組み等への支援を追加。

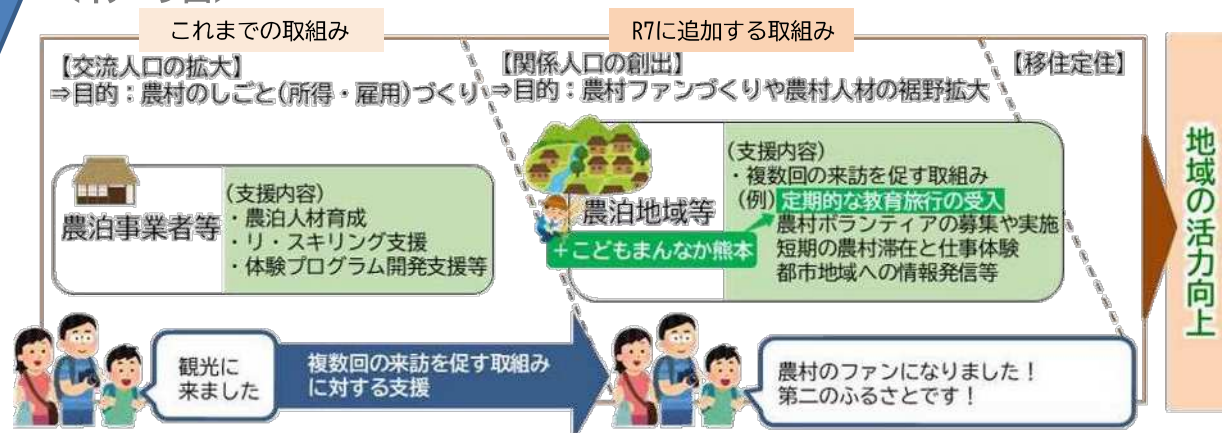
<現状・課題>

- 県ではこれまで、農業+αの所得確保手段として「農泊」をはじめとした都市農村交流への取組みを支援。
- 令和6年度はコロナ禍や高齢化により農泊事業や交流活動が低迷した現状を踏まえ、農泊事業者等の再起や新規参入等の取組みを推進。
- このような人の流れを地域で受け止めるため、複数の農泊事業者が連携し、新たに実施することもや都市住民等の複数回の来訪を促す取組みへの支援を追加。

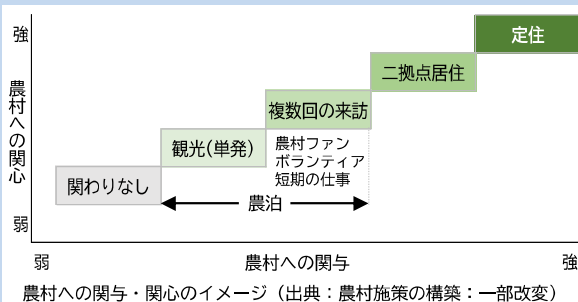
<事業概要>

- 全体事業費：10.7百万円（県事業費：8.2百万円）
 - 事業内容：
 - (1) 農泊専門人材の育成等 7,201千円
 - (2) 農泊担い手等のリ・スキリング(学び直し)等への補助 1,000千円
 - 新** (3) **農的関係人口の創出に繋がる取組み**(複数回来訪に繋がるような新たな取組みや既存コンテンツの磨き上げ、情報発信等)への補助 2,500千円
 - 負担割合：(2)県1/2補助(上限100万円)、(3)県定額(上限500千円×5団体)※1
 - 事業主体：(1)県、(2)市町村、任意活動団体、NPO法人等(市町村間接補助)
 - (3) 農泊地域(※2)等
- ※1 優先採択あり（中山間地域、棚田地域、こどもまんなか熊本実現計画に資する取組み等）
 ※2 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域。

<イメージ図>



農泊とは：「農山漁村滞在型旅行」のこと。農村に「宿泊」し、滞在中に地域資源を活用した「食事」や「体験」等を楽しむと定義されている。



農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

<事業目的>

中山間地域の特色を活かした多様な取り組みや地域活性化に繋げる優良事例を創出するためのモデル的な取り組み、農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル形成等を支援します。

<背景／課題>

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも、鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

<事業内容>

- （１）中山間地農業ルネッサンス推進支援
地域の特色を活かした創意工夫あふれる取り組み支援等
- （２）元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着の支援等
- （３）農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（一般型）
むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の支援等
- （４）農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（活動着手支援型）
遊休農地活用の開始や高齢者支援の着手など、農村RMO形成につなげる取り組み支援等

<事業実施主体>

市町村及び地域協議会等（ただし、（３）、（４）は複数の集落を含む地域協議会）

<補助率>

- （１）定額
- （２）定額（事業期間：上限３年間、上限３,０００万円（１,０００万円（年基準額）×事業年数））
- （３）定額（事業期間：上限３年間、上限３,０００万円（１,０００万円（年基準額）×事業年数））
- （４）定額（事業期間：１年間、上限２００万円）

<実施要件>（次に掲げるすべての要件を満たすこと。）

- （１）６法指定地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、棚田）及び「農林統計に用いる地域区分」における中間（又は山間）農業地域等を対象とした取り組みであること。
- （２）中山間地農業振興指針第３に基づく市町村将来ビジョンに当該取り組み内容が反映されていること。
- （３）地域協議会が市町村を構成員に含めない場合にあつては、事業実施区域の市町村長から事業実施計画の内容について、事前に承認を得ること。
- （４）事業実施により得た成果は、取り組み事例又は取り組みに係る手順を示すマニュアルとして整理し、他地域への横展開を図るために活用すること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。

② 元気な地域創出モデル支援

収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

ア 一般型

むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

イ 活動着手支援型

遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限200万円）】

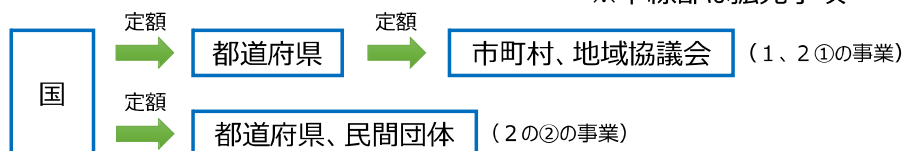
② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



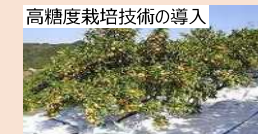
<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上 高収益作物導入



イ 販売力強化 高糖度栽培技術の導入



ウ 農用地保全 棚田の保全



エ 複合経営



オ 生活支援 買物支援・見守り



デジタル技術の導入・定着



《栽培技術のeラーニング》



《テレビ画面で買物支援》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



農用地保全



地域資源活用



生活支援

② 農村RMO形成伴走支援



全国規模の研修、中間支援組織による人材育成

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化

「くらしづくり」を推進
農村の

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成や全国プラットフォームの整備等を支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

① 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

② 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限200万円）】

2. 農村RMO形成伴走支援

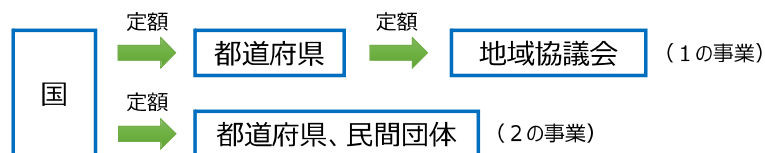
農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

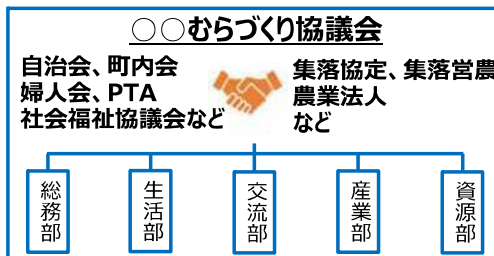
※対象地域：8法指定地域等
※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



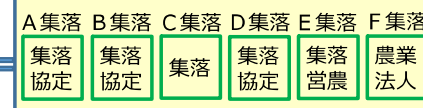
<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施

農用地の保全、農業生産



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「一般型」



農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】



中間支援組織による人材育成研修

【全国単位の支援】



農村RMO研究会による情報・知見の蓄積・共有、研修等の支援

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地域所得確保推進事業

<事業目的>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援します。

<背景／課題>

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている一方で、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展しています。

<事業内容>

○中山間地域所得確保推進事業

次のアからエの取組み（いずれかを選択）を踏まえ、中山間所得確保計画を策定し、戦略的に生産から販売までを取り組むことで所得の増加を目指します。

ア 国内市場、海外市場に関するマーケット調査

イ 消費者に対する消費動向調査

ウ 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析

エ 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討

<事業実施主体>

都道府県、市町村、地域協議会（構成員として市町村を含む）又は農業者団体等

<補助率>

定額（上限 5,000 千円／地区）

<実施要件>

- （１）実施要綱第２の３の（２）に規定する所得確保計画の区域を対象に実施する。
- （２）計画区域内の受益者数が農業者２人以上（可能な限り区域内の認定農業者を含めるよう努める）。
- （３）事業区域内の市町村は構成員とならない区域内の認定農業者に対し、本事業で得られる知見・結果等が裨益されるよう情報の共有・周知を図る。
- （４）実施主体が農業者団体等にあつては、事業実施区域の存する市町村の指導、助言を踏まえた上で事業実施計画を作成する。
- （５）次のいずれかを所得確保計画の成果目標として設定する。
 - ①販売額の 10%以上の増加
 - ②流通・加工コストの 10%以上の削減

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

中山間地域等対策のうち

中山間地域所得確保対策＜一部公共＞

【令和6年度補正予算額 9,592百万円（優先枠を設けて実施）】

＜対策のポイント＞

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

＜事業目標＞

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

9,512百万円

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 〔交付率(上限)〕 定額（500万円／地区）

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【9,512百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

棚田地域振興推進事業

(中山間地農業ルネッサンス推進事業)

<事業目的>

指定棚田地域の認定を受けた棚田を「指定棚田地域振興活動計画」に基づき実施する活動を支援することにより、本県の棚田の保全と棚田地域の振興を促進します。

<背景／課題>

- ・ 本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多くの役割を果たしていますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
- ・ このような状況の中、貴重な国民的財産である棚田の保全と、棚田地域の持続的発展を目的として、令和元年6月に棚田地域振興法（令和7年4月改正）が制定され、本県においても、同法の仕組みを活用し、「指定棚田地域」の指定及び「指定棚田地域振興活動計画」の認定を促進して、県内棚田の保全と棚田地域の振興を図っていく必要があります。

<事業内容>

棚田地域振興推進

- ・ 認定を受けた指定棚田地域の指定棚田振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る経費の補助
- ・ 他地域へ横展開を図ることが出来るようなモデル的な取組みを支援

<事業主体>

市町村又は協議会

<基準額>

1 地区当たり 10,000 千円以内

<補助率>

定額

<留意事項>

本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で行います。

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

棚田地域振興推進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

＜事業目的＞

本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等の多面にわたる機能を有していますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。

このような状況の中、令和元年に施行棚田地域振興法が制定（令和7年4月改正）され、その仕組みを活用し、県内棚田の保全と棚田地域の持続的発展を図るため、活動計画認定に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援します。

＜事業の内容＞

棚田地域振興法に基づく、すでに認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき実施する棚田地域の保全や振興に係る取組みを支援します。

対象	対象事業	実施主体	基準額	補助率
指定棚田 地域認定地 域	指定棚田地域振興活動支援 認定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等の実施する棚田地域保全や振興に係る経費の補助	市町村 または 協議会	1地区あたり 10,000千円 以内	定額



米のブランド化・パッケージ作成



棚田を活用したイベント開催



※本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で実施します。

※中山間地農業ルネッサンス推進事業は、棚田地域振興関連事業の一つです。

＜棚田地域振興法とは＞

概要

貴重な国民的財産である棚田を保全するとともに、棚田を核とした地域振興を通じて、棚田を将来に継承していくための仕組みを整備した法律です。

支援措置

国の様々な棚田地域振興関連事業において、優先採択や要件緩和などのメリットを受けることが出来ます。但し、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の指定（事業によっては「指定棚田地域振興活動計画」の認定）を受けることが必要です。

流れ

①「指定棚田地域」の指定申請



②「指定棚田地域振興協議会」の設立



③「指定棚田地域振興活動計画」の策定、認定申請

※指定・認定基準や手続等は、熊本県むらづくり課までお問合せください。

TEL:096-333-2378



鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 (うち鳥獣被害防止対策関係)

<事業目的>

「えづけSTOP! 対策」を合言葉に、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない地域づくりをする取組みを県内に普及します。また、集落や住民組織が主体的に対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、鳥獣による農作物被害の軽減及び農村地域の活性化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 本県の鳥獣による農作物被害額は、平成 22 年度を境に減少傾向であるが、依然として深刻化・広域化しています。特に中山間地では、農業活動への意欲減退等の一因となっています。
- ・ 鳥獣による被害額を減少させるには、野生鳥獣へのえづけをやめること（えづけSTOP! 対策）を意識した「地域ぐるみの鳥獣被害対策」に取り組むことが重要です。

<事業内容>

- 1 えづけSTOP! 鳥獣被害対策事業
「えづけSTOP! 対策」を合言葉とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する協議会等への支援
先進地の視察、展示ほ場設置、雑木林・放任果樹・耕作放棄地の伐採及び改善等
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
市町村が作る「被害防止計画」に基づき地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、環境整備・被害防除・有害捕獲等の複数の対策を総合的に取り組む協議会等への支援
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・推進会議、被害調査、環境整備、被害防除及び有害捕獲等のソフト対策への支援
(2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・侵入防止柵、捕獲獣の焼却又は減容化施設の整備等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 市町村、地域協議会及び協議会の構成員（県定額 40 万円/地区・100 万円/地区）
- 2 市町村、地域協議会等（国 1/2（55/100）以内、一部定額）

<採択要件>

- 1 えづけSTOP! 鳥獣被害対策事業
 - ・ 被害防止計画（対象鳥獣を掲載しているもの）を作成し、受益戸数が 3 戸以上であること。
 - ・ 「えづけSTOP! 対策」を合言葉に地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組むこと。
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ (2) については、受益戸数が 3 戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 (うちジビエ利活用加速化関係)

<事業目的>

野生鳥獣による農作物等被害の対策として、捕獲されたイノシシ、シカ等の肉(＝ジビエ)の利活用を更に拡大するために、くまもとジビエコンソーシアムを核として、生産から流通までの課題に総合的に取組み、複合的な農家所得の確保と特産品の確立につなげます。

<背景／課題>

- ・ 本県では、くまもとジビエコンソーシアムを核とした活動により、捕獲獣のジビエが「くまもとジビエ」として一般に普及しつつありますが、知名度はまだ高くありません。
- ・ ジビエ肉を商品として流通させるためには、実需者のニーズへの対応が必要であり、衛生管理や安定供給、表示等への対応が必須です。
- ・ 捕獲から処理、出荷までを効率的かつ効果的に実施できる体制の構築が急務となっています。

<事業内容>

- 1 くまもとジビエ普及拡大支援事業(くまもとジビエコンソーシアム運営支援)
くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組への支援(各種会議・研修会(衛生管理高度化、処理加工技術向上等)の開催、現地・事例調査、処理施設の個別指導 等)
- 2 くまもとジビエビジネス化推進事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
市町村がつくる「被害防止計画」に基づき、捕獲獣の利活用に関する取組を行う地域協議会等への支援(各種研修会や商談会等への参加・開催、商品開発、国産ジビエ認証取得、ジビエ OJT 研修 等)
- 3 ジビエ処理加工施設整備事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
処理加工施設の新設や機器導入等の施設整備への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 くまもとジビエコンソーシアム(県定額※上限あり)
- 2 地域協議会(国定額※上限あり)
- 3 市町村、地域協議会等(国 1/2 (55/100) 以内)

<採択要件>

- 2、3 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組が行われていること。
 - ・ 3については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和7年度予算額 9,900（9,900）百万円】
（令和6年度補正予算額 5,300百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大**への取組等を支援します。

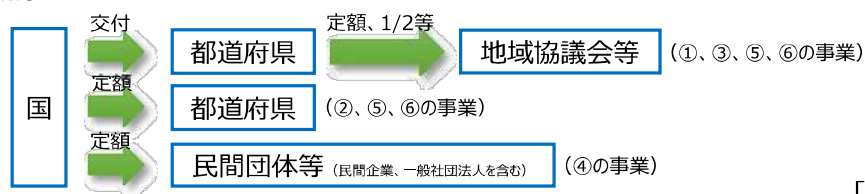
<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900（9,900）百万円**
- ① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
 - ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
 - ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
 - ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進や情報発信の取組**等を支援します。
 - ⑤ シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。
 - ⑥ **スマート捕獲等普及加速化事業**
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

- ① **スマート鳥獣害対策の推進**
ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進
スマート捕獲等の実証 モデル地区 横展開
わな監視システム 捕獲確認アプリ 磨き上げ
- ② **シカ、クマの捕獲対策の強化**【令和6年度補正予算含む】
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援
- ③ **高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保**
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

- ① **ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大**
安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進【令和6年度補正予算含む】
- ② **ジビエの情報発信強化**【令和6年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化

【お問い合わせ先】農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）

